

## 環境福祉委員会会議記録

環境福祉委員会委員長 神崎 浩之

- 1 日時  
令和元年7月1日（月曜日）  
午前10時1分開会、午後2時2分  
（休憩 午前11時26分～午前11時27分、午前11時38分～午前11時40分  
午後1時12分～午後1時14分）
- 2 場所  
第5委員会室
- 3 出席委員  
神崎浩之委員長、千葉絢子副委員長、高橋元委員、高橋但馬委員、  
菅野ひろのり委員、岩崎友一委員、中平均委員、千田美津子委員、木村幸弘委員
- 4 欠席委員  
なし
- 5 事務局職員  
上野担当書記、千葉担当書記、前田併任書記、駒木併任書記、尾形併任書記
- 6 説明のために出席した者
  - (1) 環境生活部  
大友環境生活部長、小島副部長兼環境生活企画室長、  
田村環境担当技監兼廃棄物特別対策室長、  
藤澤若者女性協働推進室長、戸田環境生活企画室企画課長、  
高橋環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長、  
川村環境生活企画室放射線影響対策課長、  
藤澤環境生活企画室ジオパーク推進課長、  
佐々木環境保全課総括課長、佐々木資源循環推進課総括課長、  
谷藤自然保護課総括課長、坊良県民くらしの安全課総括課長、  
佐藤県民くらしの安全課食の安全安心課長、  
武蔵県民くらしの安全課県民生活安全課長、  
高橋県民くらしの安全課消費生活課長、  
八重樫廃棄物特別対策室再生・整備課長、  
田村廃棄物特別対策室廃棄物施設整備課長、  
高井若者女性協働推進室青少年・男女共同参画課長、  
工藤若者女性協働推進室連携協働課長
  - (2) 保健福祉部

野原保健福祉部長、高橋副部長兼保健福祉企画室長、  
今野副部長兼医療政策室長、高橋医師支援推進室長  
山崎参事兼障がい保健福祉課総括課長、  
菅原参事兼医師支援推進室医師支援推進監  
阿部保健福祉企画室企画課長、佐々木健康国保課総括課長、  
菊池地域福祉課総括課長、小川長寿社会課総括課長、  
門脇子ども子育て支援課総括課長、福士医療政策室医務課長、  
稲葉医療政策室地域医療推進課長、鈴木医師支援推進室医師支援推進監

7 一般傍聴者

7人

8 会議に付した事件

(1) 環境生活部関係審査

(議案)

ア 議案第9号 岩手県手数料条例の一部を改正する条例中  
別表第3の改正関係

イ 議案第22号 あっせんの申立てに関し議決を求めることについて

(2) 保健福祉部関係審査

(議案)

議案第9号 岩手県手数料条例の一部を改正する条例中  
別表第4の改正関係

(請願陳情)

ア 受理番号第89号 幼児教育・保育の無償化、待機児童解消、保育士の処遇改善の  
ための必要な措置を求める意見書の提出を求める請願

イ 受理番号第94号 東日本大震災被災者の医療費窓口負担の免除継続を求める請  
願

ウ 受理番号第95号 被災者の医療費・介護保険利用料などの免除措置の継続を求  
める請願

エ 受理番号第96号 減らない年金制度の実現を求める請願

オ 受理番号第97号 岩手県手話言語条例の制定を求める請願

9 議事の内容

○神崎浩之委員長 ただいまから環境福祉委員会を開会いたします。

本日の会議に先立ち、環境生活部の人事紹介を行います。医療局から県立病院職員の非違事案について発言を求められております。本日は、医療局関係の議案等の審査はございませんので、医療局職員に対する委員会への出席要求は行っておりませんが、環境生活部の人事紹介後に医療局職員を入室させ、発言を許したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

この際、先般の人事異動により新たに就任された方を御紹介いたします。

大友環境生活部長から環境生活部の新任の方を御紹介願います。

○**大友環境生活部長** それでは、環境生活部の新任職員を御紹介します。

高井知行若者女性協働推進室青少年・男女共同参画課長です。どうぞよろしく願いいたします。

○**神崎浩之委員長** 御苦労さまでした。

以上で人事紹介を終わります。

この際、医療局長から発言を求められておりますので、これを許します。

○**熊谷医療局長** 冒頭にお時間をいただき、大変申しわけございません。医療局におきまして、4月に発生いたしました不祥事2件についておわびを申し上げますとともに、その内容と対応等について御報告させていただきます。

まず、去る4月24日水曜日の未明に、中央病院の男性医師47歳ですが、盛岡市中央通1丁目地内において酒気帯び運転で検挙されるという事案が発生いたしました。日ごろから職員に対しましては公務員として法令等の遵守を率先する立場にあることから、公務中はもちろん、日常生活においても交通事故、交通違反、飲酒運転など厳に戒め、道路交通法の遵守につきまして注意喚起を行ってきたところでございます。こうした中で、職員から酒気帯び運転の検挙者を出したということはまことに遺憾な事態であり、この場をおかりして議員並びに県民の皆様に深くおわびを申し上げます。

なお、職員の処分につきましては、6月18日付で懲戒免職処分としたところでございます。

次に、去る4月25日木曜日には二戸病院の女性看護師36歳ですが、住居不法侵入の現行犯で逮捕されるという事案が発生いたしました。その後、職員は、同容疑と現住建造物等放火未遂容疑で送検されましたが、5月10日、精神障がいの有無や影響を調べるため、鑑定留置とされたところでございます。今後の対応につきましては、鑑定結果を受けた検察の処分等の推移を注視しながら事実関係等を確認の上、適正に対処してまいります。

医療局では、これらの事案を公表した翌日に職員の綱紀の保持に関する通知を発出いたしましたほか、同日には私から全病院の幹部職員に対して直接全職員へ周知徹底を図るよう指示したところでございます。

以上でございますが、このような不祥事が発生いたしましたことを私ども深刻に受けとめているところであり、再発防止と県民の皆様の信頼回復に向け、全力を挙げて取り組んでまいり所存でございます。このたびは、まことに申しわけございませんでした。

○**神崎浩之委員長** ただいまの報告に対して、何かありませんか。

○**高橋元委員** 本当に残念な事案が2件発生したということであります。ふだんからさまざまコンプライアンス面でそれぞれの病院の取り組みはしっかりとやられていると、私も

そう理解はしています。ただ、看護師の件とか含めまして、病院の勤務もかなり厳しい環境にあるのではないかとこのところを心配しております。医師だけの超過勤務のことが話題になっておりますけれども、職員全体として精神を病むようなと言え、それは言い過ぎかもしれませんが、それらを含めてそれぞれの職員に大きな負担がかかり過ぎているのではないかとこの心配があります。その辺について、各病院としてどのような取り組みをされているのか。そして、また発生する要素があるのかどうか、その辺も含めてお尋ねしたいと思います。

○一井職員課総括課長 職員の超過勤務の状況につきましては、昨年度、平成 30 年度の超過勤務時間数が全体で若干減少しているところではございますが、今後、職員の勤務等に影響しないよう取り組んでまいりたいと思います。

○菅原参事兼医師支援推進監 医師につきましては、今回新聞報道もございましたが、長時間労働を是正するための取り組みの一つとして、定数を増員いたしまして、今年度につきましては 33 名の増員を図る計画にしております。今年度から始まりました医療局の経営計画期間の 6 年間におきまして、今の計画では 91 名を増員する予定ですが、今年度につきましてはそのうちの 33 名を増員する計画にしております。それをもちまして、できるだけ医師の長時間労働の是正につながればよいと考えております。

○高橋元委員 わかりました。個々の職員の方との面談などは、どんなふうに行われているのか。それに基づいて、少し心配される職員については、何らかの対応をしていかなければならないと思いますけれども、その辺の取り組みはどうされているのかお尋ねします。

○一井職員課総括課長 職員との面談につきましては、人事考課制度の中で定期的に、年 3 回ほど育成面接をしているところがございます。その中で、職員の職務上の問題点とか悩み等を上司が相談をして把握し、対処しているところがございます。引き続き、そういった面談を通じて職員のサポートをしてまいりたいと思います。

○熊谷医療局長 補足させていただきますが、そうした面談を通じて、やはりちょっと問題があると思われる職員がいた場合には、組織として、例えば指導者は 1 人つくわけですが、そういう方について複数で助け合いながら一緒に仕事をするというようなサポート体制を組織として医療現場で取り組むように、心がけているところがございます。

○高橋元委員 最後にします。今回の二戸病院の件は、そうした取り組みをされている中で気づけなかったのかということが焦点だと思いますが、その辺は病院からどのような報告があるのでしょうか。この点、お伺いしたいと思います。

○一井職員課総括課長 今回の二戸病院の看護師につきましては、体調不良により休暇等を取得しておりましたので、上司がサポートをしておりました。その中で発生した事案でございます。

○神崎浩之委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神崎浩之委員長 ほかになければ、以上をもって医療局からの報告を終わります。医療

局の皆様は、退席されて結構です。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、委員席の変更を行いたいと思います。さきの委員長の互選に伴い、委員席を現在御着席のとおり変更いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

次に、環境生活部関係の議案の審査を行います。議案第9号岩手県手数料条例の一部を改正する条例中、当環境福祉委員会に付託された別表第3の改正関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**佐々木環境保全課総括課長** 議案第9号岩手県手数料条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案（その1）の164ページをお開きください。164ページでございます。便宜、お手元に配付してあります資料ナンバー1の岩手県手数料条例の一部を改正する条例案（議案第9号）の概要（環境生活部関係）により御説明いたします。

まず、改正の趣旨であります。採石法に基づく業務管理者試験手数料について、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する手数料の額が消費税の税率引き上げにより引き上げられることから、増額しようとするものであります。

次に、条例案の内容であります。条例別表第3の16号、採石法第32条の13第1項の規定に基づく業務管理者試験手数料について増額しようとするものであります。

施行期日は、令和元年10月1日としようとするものであります。

以上で御説明を終わります。

○**神崎浩之委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

○**高橋元委員** 手数料そのものについての質問ではないですが、この採石法に定める業務管理者ですが、主にどういう業務をされるのか。あわせて県内各地で採石をされている場所がたくさんあるのですけれども、その中で採石をした後の跡地処理がしっかりとできているところとできていないところがあるように見受けられるものですが、その辺は何カ所ぐらいあって、今どういう管理をされているのか。

できれば、復元というか、二次災害が起きないように対処してもらわなければならないと思いますが、そういう心配のあるところはないのか状況をお伺いしたい。

○**佐々木環境保全課総括課長** 採石業者は、採石を行おうとするときに、採石場ごとに知事の認可を受けなければなりません。それに当たって、業務管理者を採石事務所ごとに置かなければならないということになっておりまして、採石業務管理者は採取計画の作成及び変更に参加し、採石場において監督し、災害防止に関する教育の立案、実務に関する業務を行うということでございます。

第2点の質問ですが、跡地の適正な状況があるかということですが、これについては

ただいま、数字を把握しておりませんが、各振興局に採石パトロールの巡視員を置きまして採石場を定期的に巡回しております。その状況により不適正が見つかった場合は、跡地整備も含めて、業者に監督、指導するという体制をとっておりますし、跡地の緑化に努めるように、法律にもそのように規定がありますので、それに基づいて適切に指導していると考えております。

○高橋元委員 振興局単位での取り組みというお話でしたが、本庁としても全体の状況を把握し、また適切に処理されているのかどうかというのも定期的な確認をすべきではないかと思いますが、今後そのような取り組みをぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○佐々木環境保全課総括課長 実は、先月から今月にかけて、環境保全課の職員も振興局と一緒に巡回指導を行っております。先月までに砂利採取の場所を点検して、今月は採石場と一緒に回るということにしております。必要に応じて国からの指導も受けるような体制をとっておりますので、今後とも万全を期していきたいと思っております。

○神崎浩之委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神崎浩之委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○千田美津子委員 私は、この議案第9号につきましては、消費税増税に伴う改正、見直しでありますので、反対をいたします。

○神崎浩之委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神崎浩之委員長 ほかに討論がなければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○神崎浩之委員長 起立多数であります。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第22号あっせんの申立てに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○川村放射線影響対策課長 議案第22号のあっせんの申立てに関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案（その1）の183ページをお開き願います。183ページでございます。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております説明資料により御説明させていただきます。

まず、1の提案の趣旨であります。東日本大震災津波に伴う原子力発電所事故による損害賠償請求について、原子力損害賠償紛争解決センター（ADR）に対しあっせんの申

し立てを行うため、議会の議決を求めるものであります。

次に、2のあっせんの申し立て先であります。申し立て先である原子力損害賠償紛争解決センターは、事故被害者から事業者に対する損害賠償請求について、円滑、迅速かつ公正に紛争を解決することを目的として設置された公的な紛争解決機関であります。

次に、3の申立ての趣旨であります。主に平成27年度から平成29年度までに放射線影響対策に要した費用等の損害のうち、東京電力が賠償金の支払いに応じないものについて、同社が賠償を行うようあっせんを求めるものであります。

次に、4のあっせん申立て額であります。東京電力に対して損害賠償請求を行った額からこれまでに支払いの合意に至った額等を除いた2,634万2,035円、及びこれに対する遅延損害金についてあっせんの申し立てを行おうとするものであります。なお、前回の和解において賠償対象と認められなかった経費等を除いているほか、今後申し立てまでの間に賠償金の一部支払いに合意した場合等は、これを除いた額で申し立てを行うものであります。

最後に、5のあっせんを申し立てる理由であります。これまで東京電力と交渉を重ねてまいりましたが、直接交渉ではこれ以上の進展が期待できないと見込まれることから、和解のあっせんを申し立てるものであります。

なお、申し立てに当たりましては、これまでと同様に、市町村等と協調して行うこととしており、市町村の議会における審議を待って、7月下旬に行う予定としております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○**神崎浩之委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**千田美津子委員** 今御説明をいただきますが、この間、和解ができなかった大きな一つは、人件費等もかなり多かったように思いますが、合意に至らないものの特徴などについてお知らせをいただきたいと思っております。

○**川村放射線影響対策課長** 東京電力では国の定めた基準に該当するものを賠償対象として捉えているところがございますが、本県といたしましては当然のことながら原発事故被害に伴う損害全体が賠償されるべきものと捉えているところがございます。そこに大きな違いがあると捉えております。

○**千田美津子委員** 意味はわかりますが、その中身です。大体どういうことが認められていないかということがわかるのであれば、お知らせいただきたいと思っております。

○**川村放射線影響対策課長** 先ほど委員から御指摘のありました人件費のところ申しますと、勤務時間内に原発関係の業務を行った場合に、その結果としてほかの業務、本来行うべき業務を時間外に行わざるを得なくなったと、そういった業務につきましては損害賠償の対象とされているところがございますが、逆に勤務時間内にのみその賠償対象業務、原発関係の業務を行ったものについては賠償の対象とは認められていないところがございます。

○**千田美津子委員** では、もう一つ確認ですが、そうしますと人件費は今の御説明いただ

いた部分と、除いて風評被害等の対策とか、そういうのに使われた部分以外では、今おっしゃられた人件費の部分だけでしょうか。

○川村放射線影響対策課長 人件費のほか、今委員から御指摘いただきました風評対策や、損害賠償請求に係る費用、直接的に損害賠償請求のためにかかっている費用、資料の参考のほうにございますけれども、その他除染に使用したトラクターの修繕費用、狩猟税の減収額などは全て賠償不可とされているところでございます。

○木村幸弘委員 私からは、これまでの過去の申し立てに対する合意等、支払率等について資料としてはこの間もいただいているわけですが、改めてこのあっせん申し立てによって、直接交渉でどれだけ進展が見られたかの成果といたしますか、この申し立てを行うことによってどのような実績がプラスとして上がってきているのかという点を改めて確認したいと思います。

また、説明の中でもいずれ市町村との協調ということでの対応を県としても積極的に進めているわけでありまして、過去の支払い実績を見ますと市町村の支払率が4割程度にとどまってきているというような状況で、大変厳しいわけではあります、千田委員からも、対象外とされているかという部分について御質問があったわけですが、特に市町村で4割しか合意支払いが達成できていないという実態があるわけですが、この点についてはどのように把握をしながら、そして市町村と協調するという点にはどういう対応や方策がとられているのかお伺いします。

○川村放射線影響対策課長 最初に、御質問のありましたADRへの申し立てによる実績ですが、今まで過去2回申し立てを行っております。県分で申しますと、1回目のADRへの申し立ての際には、県分の申し立て額6億3,400万円余に対しまして、和解額が2億5,600万円余ということで、割合といたしましては40.5%となっております。2回目につきましては、1億7,400万円余の申し立てに対しまして、5,000万円余ということで、割合としては28.9%となっております。あと市町村と広域連合、一部事務組合などを含めました全体で申し上げますと、第1回と第2回の合計で、21億3,700万円余の申し立て額に対しまして、和解額が8億3,400万円余ということで、割合といたしましては39.1%となっているところでございます。

あと二つ目の市町村の賠償の割合が低いということについてでございますが、委員御指摘のとおり県への賠償率に対しまして、市町村ですとか一部組合、広域連合への賠償率は低い状況となっております、その要因といたしましては市町村等では県と比較しますと請求額に占める職員人件費の割合が高くなっております。中でも先ほど千田委員からの質問にも御回答したとおり、勤務時間内の人件費につきましてはADRセンターの判断としても認められないということがありまして、そういったところで市町村等の賠償率が低くなっているというふうに捉えております。

県といたしましては、今後も市町村等の賠償請求の取り組みを支援するとともに、東京電力に対して十分な賠償を速やかに行うよう引き続き求めていくこととしております。



○木村幸弘委員 わかりました。いずれ発災後、原子力災害によって生じたさまざまな被害を受けながら、現場の一番の最前線である市町村でいろんな形で大変苦勞をし、そしてその対策のために奔走してきた部分が十分に評価されていないというのは大変残念です。そういう意味で言うと、国の基準のあり方もきちんと改めて考えていく必要があるのだろうと思いますけれども、県としてはいずれしっかりとその実態を捉えながら、引き続き粘り強く市町村と連携をとりながら、本当に泣き寝入りしてしまうようなことがあってはならないと私自身は思っていますので、そういう意味でも今後もしっかりとした対応をお願いしたいと思います。

○高橋元委員 参考資料で前回の内容等の記載がされておりますが、全額賠償不可というのもありますし、一部補償可ということで41%ということです。これらは、例えばお隣の宮城県も同じような問題で取り組んでおられるのかどうか、同じような放射線被害も出ているわけですから、隣の県で認められて岩手県が認められないということはないとは思いますが、いずれ連携をしながら、押していかなければならないということであれば、それは連携してやるべきだと思いますが、その辺の連携はどのような形になりますか。

○川村放射線影響対策課長 他県とは、いずれお互いに情報収集、情報交換を行っているところでございまして、委員がおっしゃいますような他県で認められて、本県で認められていないということはないと捉えているところでございます。

また、例えば東京電力との直接交渉ですとか、あるいはこれまでのADRの申し立ての中で認められなかったものにつきましても請求権自体がもう消滅しているというわけではございませんので、もし今後そういった他県の東京電力との直接交渉や、あるいはADRセンターへの和解申し立ての手続の中で、他県で新たな部分の経費が損害賠償対象として認められたということがありましたら、それをもとに再度東京電力との交渉、あるいはADRセンターへの申し立ての手続を進めたいと考えております。

○高橋元委員 わかりました。最後に、この全額賠償不可というこの項目については、もうこれで結論が出たという判断なのか、繰り返しこれについても今後も要求をしていくことなのか、確認させてください。

○川村放射線影響対策課長 先ほども御答弁申し上げましたように、請求権自体を放棄したとか消滅しているというものではございませんが、今の御質問の趣旨を、もう一度確認させてください。

○神崎浩之委員長 今後は請求するのですか、しないのですか、諦めるのですか。

○川村放射線影響対策課長 今後もいずれ状況の変化がございましたら、今の時点ではなかなか新たな事実とか、そういった反論できるような材料がない段階では、再度の請求なり申し立てというのは難しいところと考えておりますが、いずれ引き続き他県の状況や、あるいは直接的にこの原発の賠償にかかわらない、他の裁判例なども参考にしながら新たな主張ができるようになった場合には、改めて求めていくこととしております。

○神崎浩之委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** ほかになれば、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって環境生活部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から新しいわて水道ビジョン（素案）の策定について発言を求められておりますので、これを許します。

○**坊良県民くらしの安全課総括課長** 新しいわて水道ビジョン（素案）の策定につきまして御説明いたします。

お手元に配付しております資料ナンバー3、新しいわて水道ビジョン（素案）の策定についてをごらんください。まず、1の趣旨でございます。現行のいわて水道ビジョンは、平成22年3月に策定し、水道事業者と連携しながら水道普及率の向上や耐震化の推進等に取り組んでまいりました。この間、人口減少による水需要の減少や水道施設の老朽化など、水道事業を取り巻く環境は大きく変化してきていることを踏まえ、国におきましては新水道ビジョンを策定し、水道事業の基盤強化や広域連携の推進が盛り込まれ、昨年12月には水道法が改正されたところでございます。

県におきましては、こうしたことなども踏まえ、現行の水道ビジョンを見直し、新しいわて水道ビジョンとして策定しようとするものであります。

次に、策定のポイントであります。ビジョン策定に当たりましては、国から示されている水道事業ビジョン作成の手引きにより、現状と将来の見通しを踏まえ、水道サービスの持続性、安全な水の供給、危機管理への対応、この三つの視点から課題を整理し、本県水道の目指すべき方向性と実現方策を盛り込むことといたしました。

計画期間と策定スケジュールはごらんのとおりであります。本年10月中に決定いたしまして、報告、公表を予定しているところでございます。

2枚目のA3判の資料をごらんください。新しいわて水道ビジョン（素案）の概要につきまして御説明いたします。上の段が左から現状と将来の見通し、課題の整理、下段が課題に対応した取組方針とその実現に向けた方策と目標としております。まず、現状と将来の見通しについてでございます。真ん中の将来の見通しの部分をごらんください。給水人口は、平成15年度のピーク時から減少傾向となっており、2045年度までには2016年度比で約26.4%の減少が見込まれ、これに伴い、給水収益は約25%減少する推計となっております。

す。また、水道施設の稼働率については、給水人口が減少することに伴い、水需要が減少することから、現有施設の給水能力から見た場合の稼働率は2016年度比で18.6%減少し、55.2%となると推計されております。さらに、水道施設の更新需要については、水道管の法定耐用年数は40年とされておりますが、更新需要は2034年度にピークとなり、簡易的に試算した場合には更新に要する経費は2016年度比の1.8倍となる推計となっております。

こうした状況を踏まえ、課題の整理でございます。水道サービスの持続性では、水道収益の減少の一方で、施設更新需要の増加を踏まえれば、収益確保に向けた取り組みや、計画的な施設更新、さらには現有施設で余力となっていることに対応した施設の再構築などが課題として挙げられるところでございます。また、安全な水の供給では、継続した水質管理の徹底となります。危機管理への対応としては、現在の水道管の耐震適合率は49.4%と、全国平均の38.7%を上回っておりますが、地震への備えとして水道施設の耐震化、災害時等の応急給水態勢等の危機管理体制の構築が挙げられます。

下段をごらんいただきたいと思います。本県における水道のあるべき姿を生活を支え続ける、災害に強く、安全・安心なわたの水道とし、これを基本理念に持続、安全、強靱の視点で課題に対応する取組方針や取組方策、目標を設定しております。

持続の視点では、経営基盤の強化、適切な資産管理、水道技術の継承を目的の方法とし、水道ビジョンや経営戦略を策定した上で、適正な料金の設定やコスト削減に向けた取り組み、さらには施設更新計画を策定した上で施設の更新やダウンサイジングなどの検討等としておるところでございます。

また、安全の視点では、取り組み方向を水質管理体制の強化とし、水安全計画を策定した上で水質検査等を行うことや、自家用水道利用者等に対する適正な対応などを取り組みとしております。

強靱の視点では、取り組みの方向を水道施設の耐震化の促進と危機管理体制の強化とし、基幹管路等の耐震化や、災害時の応急給水体制の構築などを取り組みとしております。

また、広域連携についてであります。広域連携は経営基盤の強化のための有効な手段の一つとされておりますが、実施に当たっては水道事業者間の水道料金の格差でありますとか施設水準の課題があるとされており、国の新水道ビジョンにおいては多様な形態の中から地域の実情に応じて進める必要があるとしているところでございます。

本県におきましては、広域連携に向けた検討を行うため、平成29年1月に岩手県水道事業広域連携検討会を設置し、県内五つの圏域ごとに設けたブロック検討会において検討を行ってきたところでございます。今般ブロック検討会で取りまとめられた広域連携に向けた取り組みの方向を踏まえ、その実現に向けた必要な支援を行い、国から通知されております水道広域化推進プラン、この策定につなげていくこととしております。

最後に、目標についてでございますが、基本方針を実現するためにさまざまな取り組みのベースとなる水道ビジョンや水安全計画の策定率等を項目として設定し、現状を踏まえて数値目標を設定しております。要約版につきましては、後ほどごらんいただければと思

います。説明は以上でございます。

○**神崎浩之委員長** ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○**菅野ひろのり委員** 水道ビジョンについて1点お伺いします。

今回広域連携が開始されるということで、岩手県は、花巻市などを中心にされていると思うのですが、この間、雫石町で民営化に係る問題もありました。今回水道ビジョンの策定に当たって、各自治体の状況で、そういった急激に支障が出そうな自治体であるなどの課題を、どのように捉えているか伺いたいと思います。

○**坊良県民くらしの安全課総括課長** これまで水道ビジョン策定に当たりまして、市町村水道事業者からの意見聴取ですとか、あるいはこういったビジョンの中身の説明や、さまざまな課題も聞いてきたところでございます。そういう中で、雫石町の事例は専用水道、いわゆる自家用水道でございますから、水道事業者とは法的にはかかわりは特にないわけですが、特に水のいわゆる水質管理であるとか、あるいは水の供給の場面では特に支障があるなどについて懸念される課題は、聞いておりません。

○**菅野ひろのり委員** その中、県内で民営化を進めようとしている動きがあるかどうか、それについてお伺いします。

○**坊良県民くらしの安全課総括課長** 民営化の場合でございますけれども、今回の法改正でいきますとコンセッション方式ということで料金制定からいわゆる施設の運営全体を民間事業者にある程度委ねて運営をしていこうというのが法律改正に盛り込まれましたが、そのような取り組みは、今のところ、県内ではございません。ただ、今まで通常の民間委託ということで、いわゆる水質管理の部分や料金徴収など、限定された業務単体の民間への業務委託というものは、これは通常の業務委託ということでなされているところがございます。

○**菅野ひろのり委員** 私も地元で民営化の話があったときに、ヒアリング等、行政にさせていただいたのですけれども、結果マーケット的に人口減少が続く本県では余り当てはまらないのかなというのが、正直な印象でした。

一方で、これから配管施設というのですか、その老朽化等進んでいきますので、ぜひ広域連携、しっかりと協議を進めていただいて、今後のあるべき対応の検討を引き続きしてほしいと思います。

○**岩崎友一委員** 私も1点質問します。この広域連携の関係から1点だけお尋ねしたいのですが、これはつくとになれば、最終的には県としては今回五つの広域連携検討会の圏域の検討会も設置したということで、これはこの五つの圏域ごとに、方針などをしっかりと最終的にはまとめていくということよろしいのですか。

○**坊良県民くらしの安全課総括課長** 今の時点でいきますと、水の水源地とか水系とか、あるいは行政区等等を考慮いたしまして、五つの圏域を設けながら、その中で検討を進めているわけですが、具体的ないわゆる広域化に当たりましては、やはり地域の実情というものもありますので、そういったようなところを十分勘案しながら進めていく、あるいは

水道事業体の考えといったようなところもいろいろ話し合いながら進めていく必要があるというふうに思っておりますので、今の時点で最終的にこのくくりで一つのプランをつくるなどのところまではまだ考えておりません。

○**岩崎友一委員** わかりました。基本的には、これから人口減少の中で、全てにおいて一部事務組合を消防やゴミ処理、火葬場なども県内では広域で行っているところもあるようですが、全部事務組合でいいのではないかという考え方を持っているのですけれども、今は定住自立圏なんかの締結が県内でも徐々にふえてきているかと思います。釜石市、大槌町も協定を結んでいるのですが、この水道事業において、今広域的に何かやられている地域があれば、教えてください。

○**坊良県民くらしの安全課総括課長** この要約版の8ページをごらんいただきたいと思っておりますけれども、要約版の8ページの下段に(9)、広域連携の状況を記載しております。部分的な水質データの共有化ですとか、そういったようなところは水道事業者間でいろいろ共有をしている個別の取り組みをしているケースや、あるいは、いわゆる事業統合という例でいきますと、花巻市、北上市、紫波町、そして岩手中部広域水道企業団、これが2014年に事業統合して行っているという事例もございます。これは、本県の取り組みとしては、いわゆる先んじて実施している事例でございますし、またそのほか県北広域のところでも取り組みがされているという状況でございます。

○**高橋但馬委員** 水道施設の管路の更新の部分についてですが、例えば下水道の管の更新の場合だと、中を樹脂で覆って保護するという技術も最近では出てきていると伺っていますが、水道管の更新の場合にはどのような形でやっていくのですか。

○**坊良県民くらしの安全課総括課長** いわゆる埋めて土のままにするということでございます。水道管の場合も基本的には更新の際には不要になった管は撤去するというのが原則でございます。ただ、いわゆる廃棄物関係の規定の中で、管になった部分に、穴に固めるものを充填して、いわゆる地面の一部としてそのまま埋設する。埋め戻しという言い方もしますが、埋めたままでいいというような場合もあります。それは、廃棄物担当部門との協議の中で、個別に決定していると聞いております。

○**高橋但馬委員** 管路の更新は交換をするという形でいいのですか。結局下水道の場合だと、中をコーティングして、そのまま管を使うという更新の方法があるのですけれども、水道管の場合にはどのような感じの更新になるかということでもあります。

○**坊良県民くらしの安全課総括課長** 基本的には、交換ということになります。

○**高橋元委員** 水道事業の広域化についてですが、地域事情で料金に違いがあったり、あるいは老朽管がたくさんある地域など、地域課題をさまざま抱えている状況だと思います。ではその環境が整うまで整備を待つのかの判断があると思います。やはり市町村の力が足りないところは、国や県なりが、そういった部分をサポートしながら、今後人口減少が進むと水道事業経営そのものが大変厳しくなっていくことが、見通されております。そういう中で、環境が整うまで待っているような感じでは、私はとても水道事業は継続していけ

ないと思うのです。その辺を県としてどのようにリーダーシップを発揮していくかというところの取り組みが私は重要だと思っています。そういう意味では今回の新ビジョンで県としての思いなり考えをしっかりと明記すべきではないかと思うのです。私も岩手中部広域水道企業団に北上市議会議員当時、かかわってきておりまして、このときにそれぞれの行政の違うところを統合して、安心安全な水を末端給水までやるべきだと、こういう提言もさせていただきましたが、関係自治体が企業団設立に向かって努力していただいて、自治体の違いを乗り越えて今現在の姿があるのです。そういう努力をしていかないと、いつまでも環境が整うまで先延ばしの考え方では、岩手の水道、各市町村は、大変厳しくなるのではないかと考えます。この辺について、県として、どのようにリーダーシップを発揮するのか、部長に質問します。

○大友環境生活部長 水道の広域連携の今後の県の取り組み姿勢という御質問でございました。説明を省略しておったのですが、お手元にお配りしております要約版の15ページに今回のプランの中での広域連携の推進について触れておりますので、要約版の15ページをごらんいただきたいと思えます。先ほど説明しましたとおり、県内におきましてもこれだけ人口減少が進んでおりますので、かなり水道事業の環境が厳しいということが今後の推計を見ても明らかだと考えております。かなり施設の過大な部分があるので、今後統廃合等しなければならぬという状況ですが、先ほど県民くらしの安全課総括課長が説明しました、本県の広域連携、5ブロックごとで取り組みと課題というのを昨年度に検討いたしまして、まとめたのがこの表でございます。この中で、今具体的な方向性としましては、共通的には業務の効率化や施設投資の最適化、あるいは水道技術者も高齢化しておりますので、そういった技術力の確保といった課題が、大体どこのブロックにおいても共通で、恐らく今後検討する中でも、岩手中部水道企業団の取り組みは全国でもかなり進んだ取り組みでありまして、こういった取り組みに今後行く可能性も探っていく必要があるのではないかと考えております。

それで、資料の今後の進め方ということで(3)に書いてありますが、国から今年の1月に、県のほうで水道事業化広域推進プランを策定するという通知が来ております。これは令和4年度までにこのプランを県として策定しますので、その策定に当たりまして各ブロックの課題や、あるいは今後のシミュレーション、もっとしっかりしたものを出さなければならないということでもあります。その策定につなげていきたいと考えております。ただ水道事業は、あくまでも市町村の事業ですので、市町村の取り組みをどうするかということですが、県の責務というのも明確に規定されたところでもありますので、この広域化推進プランの策定を通じまして、市町村の取り組みを後押しするような取り組みをしていきたいと考えております。

○神崎浩之委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神崎浩之委員長 この際を含め、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** なければ、これをもって環境生活部関係の審査を終わります。

なお、当環境福祉委員会は、本日が今任期最後の開催となりますが、環境生活部の皆様には終始誠実な御対応により、委員会の円滑な運営に御協力をいただきましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。まことにありがとうございました。

それでは、環境生活部の皆様は、御退席されて結構です。御苦労さまでした。職員入れかえのため、若干お待ち願います。

次に、保健福祉部関係の議案の審査を行います。議案第9号岩手県手数料条例の一部を改正する条例中、当環境福祉委員会に付託された別表第4の改正関係を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。

○**佐々木健康国保課総括課長** 議案第9号岩手県手数料条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案（その1）の159ページをお開き願います。本条例のうち保健福祉部関係の改正部分は、164ページから165ページにかけて記載されております別表第4、保健福祉事務関係手数料でございます。説明につきましては、便宜、お手元に配付しております岩手県手数料条例の一部を改正する条例案の概要により御説明をいたします。恐れ入りますが、資料をごらんいただきたいと思います。

初めに、1の改正の趣旨についてであります。毒物、劇物製造業、または輸入業登録申請手数料の額を増額しようとするものであります。

次に、2の条例案の内容であります。今般の改正に係る毒物、劇物製造業、また輸入業につきましては、国が登録を行っているもので、その申請につきましては都道府県を経由し、県は経営に際して登録に必要な要件の審査等を行うこととされておまして、これに必要な手数料を徴収しているものでございます。したがって、県の行う事務は、国の登録に係る一連の事務の一部となるものでございまして、その手数料につきましては全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして、地方自治法に基づく地方公共団体の手数料の標準に関する政令で標準となる手数料の金額が定められているものでございます。

本県では、従来から政令に定める標準額のとおり条例で定めているものでございます。今般消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴いまして、影響を受ける手数料を見直す当該政令が令和元年5月24日付で交付されましたことから、これに基づき、手数料の額を増額しようとするものでございます。

次に、3の施行期日であります。地方公共団体の手数料の標準に関する政令が施行される令和元年10月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますよう、よろしく願います。

○**神崎浩之委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神崎浩之委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○千田美津子委員 議案第9号に係る岩手県手数料条例の一部を改正する条例中、保健福祉部に関係する改正についても消費税増税に伴うものであり、反対いたします。

○神崎浩之委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神崎浩之委員長 ほかになければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○神崎浩之委員長 起立多数であります。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、請願陳情の審査を行います。今期定例会での請願の審査の取り扱いについて御説明いたします。6月10日の議会運営委員会でも説明がありましたが、通常委員会での請願の審査に当たっては、採択、不採択、または継続審査のいずれとするかを決定しているところですが、本日の委員会は任期最後の委員会であり、継続審査にはできないことから、採決に当たっては採択、不採択、または結論を出さないのいずれかを諮り、決定することとなります。なお、委員会において結論を出さないと決定した請願については、本会議では採決が行われず、閉会と同時に審議未了となりますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、保健福祉部関係の請願陳情の審査を行います。初めに、受理番号第89号幼児教育・保育の無償化、待機児解消、保育士の処遇改善のための必要な措置を求める意見書の提出を求める請願を議題といたします。

審査に先立ち、委員の皆様にご報告いたします。本請願につきましては、さきの当委員会において請願者から願意を聴取することとされたところであり、去る6月13日、当職及び千葉副委員長において岩手県保育連絡会副会長、渡辺孝文氏ほか3名の請願者に願意の確認をいたしました。

その結果、まず1点目ですが、今回の請願事項のうち、1、3及び4について、今年10月からの実施が予定されている幼児教育、保育の無償化等についてを対象としたものであるのか、またはさらなる無償化等の充実、拡充を求めるのであるのかについては、この請願を出したのは法律の改正案が成立する前であり、10月からの無償化を焦点にして請願事項の4項目の内容でさらに拡充してほしいということはあったが、無償化が実施されれば、4項目の請願事項の全てがもうよいということではないと考えている。

請願事項の1については、無償化の実施に当たり、国は来年3月までは財源を確保しているが、来年度以降については地方交付税措置ということであるが、地方交付税では明確な区分がなく、公立保育所の無償化のために措置したといっても地方交付税のどの



部分にどう組み込まれたが全くわからない。そういう点で、10月からの無償化のスタート以降も明確な財源保証を引き続き考えていくべきと思っている。

請願事項の3については、保育所でいろいろ問題が起こっており、これが全て認可外施設がふえていることが理由ということではないが、認可外施設がふえているのは事実であり、待機児童が多い中でそういった形で保育施設の確保が進められているが、ちゃんと質を確保した上で無償化の対象にすべきではないか。認可保育施設との格差の問題を解消することが必要である。

請願事項の4については、無償化に財源がとられることによって、質や量の施策が後退することになってはいけない。県内の4月1日の待機児童は150名前後だが、10月1日になると500名を超えてしまい、いわゆる隠れ待機も含めるともっとふえるので、年間を通じて待機児童をなくすにはどうしたらいいかということを考えていかなければならない。施設をふやしても子供が減るということもあるが、県民の要望などを見れば、そういった施設の拡充が必要ではないか。そのためには、特に法人、民間の保育士の処遇を改善することが強く求められている。今副主任の研修を受ければ、月額4万円の手当が出る施策はあるが、ぎりぎりの人数でやっている中で研修を受けるのも大変であり、公定価格の国の計算を抜本的に見直してほしいと考えている。無償化で全て解消するわけではなく、それは進めながらもさらに拡充することが必要であるとの説明がなされたところであります。

次に、2点目ですが、昨年12月定例会で可決し、国に対して提出されている幼児教育・保育の無償化に関する意見書と今回の請願で求めている内容については、趣旨が一致していない部分があるか確認を求めたところ、昨年12月の意見書の内容と一部重複しているが、今回の請願事項についてはその内容をさらに深めるものであり、より具体的な事項について意見書の提出を求めるものであるとの説明がなされたところであり、請願者からは請願の取り下げは行わず、委員会の審査状況を見守りたいとの意向が示されたところであります。

また、そのほかの説明として、請願項目の2の給食、食材費の無償化については、実費徴収化によって費用を改めて負担しなければならない方も出てくることから、場合によっては負担がふえる方が生じる可能性もある。そもそも食は教育であり、特に保育園では子供の育ちに大きくかかわるものであり、今回一定の食材料費が徴収されることになるが、幼児教育、保育の無償化とあわせて無償化の対象にしていくべきで、見直す必要があると考えている。また、食材料費を集金することによる煩雑さがあり、保育園にも負担がかかることも心配しているとの説明があったところであります。御報告は以上でございます。

それでは、本請願について、その後当局から参考説明はありますか。

○門脇子ども子育て支援課総括課長 受理番号第89号幼児教育・保育の無償化、待機児童解消、保育士の処遇改善のための必要な措置を求める意見書の提出を求める請願について御説明をいたします。

本請願につきましては、3月19日及び4月16日の常任委員会におきまして制度の概要

等については御説明をさせていただいておりますが、その後の動向等といたしましてはお手元に配付資料をお配りしておりますので、そちらをごらんください。資料の2ページでございますが、4の(5)に記載をしておりますとおり、5月に子ども・子育て支援法が改正、公布をされておりました、(6)のところでございますが、6月には内閣府の担当者を本県にお招きをして、市町村担当者等を対象とした制度説明会を開催し、円滑な制度施行に向けての対応等を行っているところであります。

なお、3ページをごらんください。参考として食材料費に係る資料を追加させていただきました。食材料費の取り扱いにつきましては、現行制度におきましても基本的に実費徴収、または保育料の一部として保護者が負担をしているものであります。資料上段に図で示しておりますとおり、図の左側になりますが、現行の1号認定、幼稚園等では、この食費、主食費、副食費につきましては保護者が負担をしているところであります。そして、現行の2号認定、保育所等を利用する3歳以上の子供の取り扱いについては、主食費は実費負担、副食費につきましても保護者がその所得に応じて負担している保育料の中にこの費用が含まれているものであります。新制度におきましてもこの考え方が維持され、副食費の負担方法は保育料という形から施設が徴収する実費負担に変わりますが、食材料費は保護者が負担することは現行と変わらないものであります。

資料の(2)に副食費の負担軽減について記載をしておりますが、新制度の施行後も低所得世帯あるいは第3子以降の子供につきましては負担が免除され、さらに制度の施行後はこの免除対象が拡大をされます。資料に1号認定、2号認定別に図表を掲げておりますが、それぞれ収入基準でいいますと、現行では1号認定の子供は第1階層の生活保護世帯のみが副食費の免除対象でありましたところが、年収360万円未満相当の段階までが免除をされることとなります。また、2号認定の子供につきましては、現行では第1階層と、年収によりましてはひとり親世帯等の第1子に、または第2子までが免除対象でございましたが、一律年収360万円未満相当の段階まで免除をされることとなります。なお、収入にかかわらず、第3子以降につきましては副食費の免除がされることとなっております。

○神崎浩之委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○岩崎友一委員 討論は、また別に行いますか。

○神崎浩之委員長 取り扱いがまた別でありますので、質疑、意見交換。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神崎浩之委員長 なければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかががしますか。

○岩崎友一委員 これは、討論的なものでもいいのですよね。

○神崎浩之委員長 はい。

○岩崎友一委員 これまでの説明にもあったわけですが、委員長、副委員長には今回の請願者の方々と、願意の確認をしていただき、いろいろありがとうございました。

その上で、今の資料にもほとんど書いてあるわけでありまして、まず、やはり今回実施されるものに関しましては、まず消費税率の8%から10%への引き上げに伴う増収分を充当することとしております。そういった分のしっかりとした財源の根拠も示しながら、これは判断をしなければいけないと思っております。今いただいた説明は、増収分を充てるということで手当をするわけでありまして、また、いろいろな負担が地方へかかるのではないかという点に関しましては、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保した上で、個別団体の地方交付税の算定に当たっても地方負担の税額を基準財政需要額に算入するとともに、地方消費税の増収分の税額を基準財政収入額に算入をするということになっております。ただ、2019年度の無償化の分におきましては、消費税率引き上げに伴う地方の増税がわずかであるということから、臨時交付金を国で創設し、全額国費で対応することとなっております。

また、無償化の実施に当たりましては、2019年度及び2020年度の導入時に必要な事務費については全額公費により負担をする。新たに無償化の対象となる民間保育施設等に係る事務費については、経過措置期間に係る費用相当額を、これも全額措置で負担するという政府の方針です。地方に過度な負担が生じることのないように適切な措置を講じている状況であります。

また、食材費に関しましても義務教育、小中学校と、あと医療機関、介護施設においては、実費負担となっていることから、やはり保育の部分だけというとなかなか政策としては、国としては整合性をとるのが非常に難しいということもございます。

以上の理由から、我が会派としましては、四つの項目全てに対して、不採択という方針でございます。以上です。

○千田美津子委員 私は、この請願については、採択すべきだと考えています。

岩手県議会として、早々にこの問題については会派が一致して提案をされて、意見書が出されたということは、本当にすばらしいことだと思います。委員長、副委員長には、先ほど御報告があったように、請願者から本当に十分な時間をかけての聞き取りをしていただいて、よりはっきりしたと思います。重複もしていますけれども、やはり例えば財政措置の部分では、今もお話がありましたけれども、3月以降、地方交付税措置で十分な基準財政需要額に組み入れるから大丈夫という国の説明がこの間もされていましたが、実際に基準財政需要額に算入し、交付税措置をしていると言われてはいますが、そうすると市町村はもっと交付税がふえるはずであります。決してそうではない実態があります。ですから、こういう部分もしっかりとした根拠があるような財源の確保が、私はやっぱり急務だと思っております。そのような点からも、本当は新たな意見書が出されればいいと思うのですが、まずこの趣旨から言っても岩手県議会が提出した意見書、その趣旨と本当に同じ方向を向いた請願ですので、不採択ということは絶対あり得ない。むしろ県民の請願権にふたをすることになってしまいますので、私は県議会が以前国に対して意見書を出したという観点からいっても、これは採択をすべきだと思っております。

○**神崎浩之委員長** ほかに取り扱いについていかがでしょうか。ほかにありませんか。  
休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○**神崎浩之委員長** それでは、再開いたします。

○**高橋但馬委員** 項目別の採決でお願いいたします。

○**神崎浩之委員長** 本請願については、項目によって意見が異なるようでありますので、御承知のとおり本会議先例では請願中、採択できない事項があるときは当該事項を除き採択することとして、一部採択を認めております。ついては、項目によって意見が異なる委員がいるような場合には、項目ごとに採決を行うものでありますので、御了承を願います。

それでは、よろしいでしょうか。初めに、本請願の中で請願事項の1を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**神崎浩之委員長** 起立多数であります。よって、請願項目の1は採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で請願項目の2を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**神崎浩之委員長** 起立少数であります。よって、請願項目の2は不採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で請願項目の3を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**神崎浩之委員長** 起立多数であります。よって、請願項目の3は採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で請願項目の4を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**神崎浩之委員長** 起立多数であります。よって、請願項目の4は採択と決定いたしました。

ただいま一部採択と決定しました本請願につきましては、国に対し意見書の提出を求めるものでありますが、平成30年12月13日付で国に対して提出した幼児教育・保育の無償化に関する意見書に同趣旨の請願事項が含まれているところであります。参考までに当該意見書をお配りいたしますので、ごらんいただきたいと思っております。

〔意見書案配付〕

○**神崎浩之委員長** なお、昭和59年1月20日の議会運営委員会決定による意見書決議に関する発議案の提出についての申し合わせによれば、意見書決議に関する発議案の提出について、おおむね1年以内に提出した同趣旨の内容は避けるものとしてされているところであります。この申し合わせは、議員の発議権を制限するものではありませんが、当委

員会として今定例会における意見書の発議についてはいかがいたしましょうか。

○**中平均委員** 先ほど請願のほうは部分採択ということで1、3、4とありましたが、この12月の国に対する意見書という中身の中において、1、3、4は、網羅されていると私は感じております。そういった中で、請願権を制限すべきではないと思いますが、同趣旨の請願を1年以内に出さないルールの申し合わせ事項もあります。ただこの12月の意見書を受けて国のほうでもさまざま措置してきている。これが実際これから施行していく中で、交付税措置がどういうふうになってくるかということを確認していきという活動はしていくべきだと思いますが、意見書という形で再度提出することは、今までのとおり1年以内ということを経ると、今回は採択はしたけれども、意見書は出さないという形でよろしいのではないかと私は考えます。

○**千田美津子委員** 改めてさきに出した意見書を見ておりますが、今回の請願と比べてみて、特に認可外保育施設の件、それから4の保育の質的、量的拡充の部分でも保育士の確保が今非常に全国的な大変な話題になっていますので、配置基準の改善、それから賃金の引き上げなど、そういう処遇改善が本当に大事だという点では公定価格の改善など、必要な措置を行うことという部分は、私は出すべきではないか思いますので、お願いしたいと思います。

○**高橋元委員** 同趣旨の請願を1年以内に出さないということについては、私は先例は守る必要があると思います。表題を見たときに、幼児教育と保育の無償化というところが重複しておりますが、その次の待機児童解消、保育士の処遇改善、この部分について意見書として原案があるのか、その辺も参考にさせていただきながら判断したいなと思いますが、よろしくをお願いします。

○**神崎浩之委員長** それでは、準備している意見書案がありますので、配付をさせていただきたいと思います。

〔意見書案配付〕

○**神崎浩之委員長** ただいまお手元に配付いたしました意見書案のうち、項目の2は先ほど不採択となりましたので、この場で委員長案から該当する箇所を削除させていただきます。大体お目通しをいただいたでしょうか。

意見書の発議について、いかがいたしますか。休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○**神崎浩之委員長** それでは、再開いたします。

意見書については、発議する、発議しないとの意見がありますので、採決をいたします。国に対する意見書を今定例会に委員会発議することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**神崎浩之委員長** 起立少数であります。よって、国に対する意見書を今定例会に委員会発議しないことに決定いたしました。

次に、受理番号第 94 号東日本大震災被災者の医療費窓口負担の免除継続を求める請願及び受理番号第 95 号被災者の医療費・介護保険利用料などの免除措置の継続を求める請願、以上 2 件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○佐々木健康国保課総括課長 受理番号第 94 号東日本大震災被災者の医療費窓口負担の免除継続を求める請願及び受理番号第 95 号被災者の医療費・介護保険利用料などの免除措置の継続を求める請願について、お手元に配付しております資料により御説明を申し上げます。

まず、1 の一部負担金免除の取組についてでございますが、(1)に国の支援の経過をお示ししております。平成 24 年 9 月 30 日までは、東日本大震災の被災者に係る医療費の一部負担金等の免除に要した費用は、全額国が補填していたところでございます。国の支援が終了した平成 24 年 10 月 1 日以降におきましては、既存の一般的な特別調整交付金の仕組みに基づきまして、基準を満たした場合に国が 8 割を支援することとされます。具体的には、箱囲みの記載のとおり、免除額が一部負担金等の所要額の 3 %と、高齢者医療の場合は 1 %でございますが、これを超える市町村について、免除に要した費用の 10 分の 8 を国の特別調整交付金の交付対象とするというものでございます。

次に、(2)、県の支援についてでございますが、国の全額補填支援の終了を受けまして、県内全ての市町村等が平成 24 年 10 月以降も引き続き免除措置が講じられるよう、県では財政支援として特例措置支援事業費補助を実施しているところでございまして、現時点では本年、令和元年 12 月まで支援を延長しているところでございます。財政支援の内容でございますが、基本は左側の事業イメージ図のとおり、国の特別調整交付金で支援される 10 分の 8、その残額である 10 分の 2 につきまして、県と市町村等で折半することとし、県が 10 分の 1 を補助しております。基準を満たさず、国の特別調整交付金の交付対象とならない場合や、調整交付金の制度がない場合におきましては、右側の事業イメージ図のとおり市町村負担が 10 分の 1 となるよう、県が残余の 10 分の 9 を補助しております。ただし、国民健康保険につきましては、基準を満たさない場合、真ん中の事業イメージ図のとおり、県の特別交付金によりまして 10 分の 8 を交付することとしておりまして、また残額の 10 分の 2 について、県と市町村で折半するため、さらに 10 分の 1 を補助しています。いずれの場合におきましても一部負担金等の免除を行う場合、国の特別調整交付金の対象となるか否かにかかわらず、市町村の負担が 10 分の 1 となるよう県が財政支援を行っているところでございます。

次のページをお開き願います。2、免除証明書の交付状況でございますが、住まいが全半壊するなど、免除要件に該当する被災者は、保険者が発行する免除証明書等を医療機関等の窓口で提示することによりまして、一部負担金の支払いが免除される取り扱いとなっております。免除証明書の交付状況は、制度区分ごとに表のとおりとなっております。

次に、3、必要経費であります。県の支援に要する経費は本年度一般会計当初予算べ

一スで申し上げますと、合計で4億9,000万円となっております。また、これに加え、国民健康保険特別会計におきましても欄外米印に記載のとおり、県特別交付金による支援に要する経費1億1,900万円を見込んでおります。

次に、4、他県の状況でございますが、まず宮城県では、平成24年度末で県の財政支援を終了しており、平成26年度以降は市町村及び後期高齢者医療広域連合の負担により全市町村において市町村民税の非課税世帯に対象者を限定いたしまして、免除措置を行っていたところでございますが、平成28年度には9市町村、平成30年度には3市に取り組みが縮小し、平成31年3月31日をもって全市町村で事業を終了しております。

次に、福島県でございますが、国民健康保険につきましては、帰還困難区域等13市町村について原発事故関連で国からの全額補助が延長されておりますほか、それに含まれない被災3市町について、県の財政支援により免除措置を継続しているところでございます。

次に、5、他の医療保険制度の状況でございますが、全国健康保険協会管掌健康保険、組合管掌健康保険、共済組合などの被用者保険につきましては、保険者による支援が平成24年9月末で終了しております。

最後に、6、国に対する要望についてでございますが、平成24年度以降、国に対しまして平成24年9月までの特別な財政措置と同等の十分な財政支援、すなわち免除に応じた費用を全て国が負担する財政支援について要望をしまいたところでございます。

説明については以上です。

○**神崎浩之委員長** ただいまの請願に対し、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** なければ、これらの請願の取り扱いを決めたいと思います。1件ずつお諮りいたします。

まず、受理番号第94号東日本大震災被災者の医療費窓口負担の免除継続を求める請願の取り扱いはいかがいたしますか。

○**岩崎友一委員** まず、二つの請願事項があります。ちょっと2番のほうからお話しします。財源を国に求めるのは若干違うかなと思っています。今このサービスが提供されている、県が行っている財源は復興基金で、国から来た自由度の高い交付金とクウェートからの義援金で創設された基金であるわけですけれども、そういった中でこの支援であったり、住宅への補助だったり、さまざまな支援をしているという中において、県の裁量の中で上手に使っていくべきで、その中で国からも既にお金は来ていると思いますので、支援を継続するのであれば、その中から財源を生み出すべきだろうと思いますので、まず2番は反対です。

あと1番に関しまして、私も被災地、地元の間人ですから、両方の意見を聞いております。その話を総合的に勘案しますと、国民健康保険と一概に言っても所得が高い人もいれば、低い人もいます。そして、今被災地では復興から8年3カ月が経過をして、一人一人の自立というものの考えもあり、日常生活を取り戻すということも大きな視点であって、そ

ういった部分も政治や行政というものが、後押しをしていかなければならないという思いを持っています。ですので、まだ仮設住宅に住まれている方もおりますので、これを急に打ち切るといふこと自体は違ふのではないかと申します。今回の請願内容を見ますと、今までの制度をそのまま今までの同じ基準で継続してほしいと理解しますが、我々の会派といたしましては、所得制限を設けて、例えば低所得者世帯に絞るとか、順次自立に向けた支援をしていくという意味でも、制度の改善は必要だと思ひます。したがって、この1番からはそういった意図が酌み取れないといふことで、1番に対しては不採択であります。

○**神崎浩之委員長** ほかにありませんか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** 本請願については、採択と不採択の意見がありますので、採決をいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**神崎浩之委員長** 起立多数であります。よって、本請願は採択と決定いたしました。

次に、受理番号第95号被災者の医療費・介護保険利用料などの免除措置の継続を求める請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」「不採択」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** 本請願については、採択と不採択の意見がありますので、採決をいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**神崎浩之委員長** 起立多数であります。よって、本請願は採択と決定いたしました。

ただいま採択と決定したこれらの請願につきましては、国に対し意見書の提出を求めるものでありますので、今定例会に委員会発議したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** 御異議なしと認め、さよう決定します。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○**神崎浩之委員長** なお、ただいま採択されました2件の請願は関連がありますので、一つの意見書にまとめたいと思ひます。

ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思ひます。これについて、御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** なければ、これをもって意見交換を終結します。



お諮りします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定しました。

なお、文言の整理等については、当職に御一任願います。

この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○**神崎浩之委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、受理番号第96号減らない年金制度の実現を求める請願を議題といたします。

本請願について当局の参考説明を求めます。

○**阿部企画課長** 受理番号第96号減らない年金制度の実現を求める請願につきまして、便宜お手元の配付資料により御説明をさせていただきます。

なお、資料は、主に厚生労働省、または金融庁が作成、公表した資料から関係する部分を抜粋する形で作成をしております。

1ページの1の金融審議会報告書、高齢社会における資産形成・管理の概要についてありますが、(1)の趣旨は、この報告書は2018年7月に金融庁が公表した高齢社会における金融サービスのあり方(中間取りまとめ)を踏まえまして、高齢社会のあるべき金融サービスとは何かについて提言するものでございます。

(2)の概要は、長寿化に伴い、資産を確保し、資産寿命の延伸を図ることが重要であるとし、それぞれのライフステージにおいて資産形成、資産運用、資産管理を適切に行うことが必要であるとされております。

(3)の不足額に関連する記述部分につきましては、現状整理の収入・支出の状況の中で、高齢夫婦無職世帯の平均的な姿で毎月約5万円の赤字になるとし、2ページに参りまして、実収入額が約21万円に対して実支出額が約26万円になることが示されております。

中段の基本的な視点及び考え方の中では、毎月の不足額の平均は約5万円で、まだ20から30年の人生があるとして不足額の総額は単純計算で1,300万円から2,000万円になるとされております。また、不足額は、平均から算出されたものでございまして、おのおのライフスタイル等によって大きく異なるとされております。

3ページに参りまして、2のマクロ経済スライドについてであります。4ページの資料1をごらんください。マクロ経済スライドは、そのときの社会情勢、現役人口の減少や平均年齢の延びに合わせて年金の給付水準を自動的に調整する仕組みとされております。

5ページの基本的な考え方でございますが、年金額を賃金や物価が上昇するほどはふやさず、一定期間年金額の伸びを調整することで保険料収入などの財源の範囲内で給付を行いつつ、長期的に公的年金を運営していくこととされております。

恐れ入ります。3ページに戻りまして、具体的に今年度の年金支給額がどのように調整

されたのか御説明いたします。なお、今年度は、前年度から 0.1%のプラス改定で、これは 2015 年度以来の引き上げで、マクロ経済スライドも 2015 年以降の発動となっております。

8 ページの資料 2 をごらんください。物価変動率がプラス 1.0%、名目手取り賃金変動率プラス 0.6%であり、この場合には名目手取り賃金変動率を基準として用いるルールとされております。この 0.6%からマクロ経済スライドによるスライド調整率マイナス 0.2%と、前年度までのマクロ経済スライドの未調整分マイナス 0.3%差し引き結果、年金改定率は 0.1%となったものであります。

また 3 ページに戻ります。3 の平成 29 年度厚生年金保険・国民年金事業の概要についてであります。恐縮ですが、また 9 ページに戻ります。9 ページの資料 3 をごらんください。厚生年金保険第 1 号受給者の平均年金月額、平成 29 年度末で約 14 万 5,000 円、国民年金事業の老齢基礎年金の平均年金月額は平成 29 年度末で約 5 万 6,000 円、10 ページに参りまして、厚生年金保険第 1 号で総数約 1,590 万人のうち年金月額 10 万円未満の方は約 383 万人、そのうち 69.8%を女性が占めております。

恐れ入ります。3 ページにお戻り願います。4 の公的年金の非加入等の状況についてでございます。非加入者は約 29 万 5,000 人、保険料未納者、この場合は特定の期間 24 カ月未納という条件でございますが、約 157 万人とされています。

5 のその他について、平成 29 年度から年金の受給資格をそれまでの 25 年から 10 年に短縮し、平成 29 年版厚生労働白書によりますと約 64 万人の方が新たな年金の受給対象になるとされています。また、所得が低い方に対して、国の年金生活者支援給付金を年金に上乘せして支給を行います。

説明は以上でございます。

○**神崎浩之委員長** それでは、本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** 質疑がなければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

○**岩崎友一委員** 今御説明をいただいたわけでありますけれども、そもそもこのマクロ経済スライドの狙いでありますけれども、これは平成 16 年の年金改革において導入をしたわけであります。現在の日本は、平均寿命が延びて給付がふえる一方で、被保険者が減っていくということで、その分を調整して受給者の所得代替率を 5 割以上確保していくことがまさにその狙いなわけであります。この今の年金制度につきまして将来にわたって確実なものとし、給付と負担のバランスの可能性を維持していく上で、私ども会派としましてはマクロ経済スライドは必要不可欠なものであると考えております。

ちなみに、この請願の中で、最低年金保障制度の創設、マクロ経済スライドを中止というような文言もありますけれども、仮にこのマクロ経済スライドを廃止をした場合、将来の受給者の給付が減らないようにするためには、新たに約 7 兆円の財源が必要という分析

もでございます。本請願の内容を実現するためには、その約7兆円という新たな財源が必要になり、国民に新たな負担を求めていかなければならないということから、我が会派としては、この請願について不採択とさせていただきます。

○菅野ひろのり委員 我が会派といたしましては、特に請願事項の中にあります無年金者、低年金者というところが、課題と捉えておりまして、今、生活保護等の制度がある中でここまで含めてしまうと社会保障制度全体の見直しにもつながるという趣旨になるのではという観点から、不採択としております。

○千田美津子委員 私は、採択すべきという点で討論いたします。先ほどから、マクロ経済スライドの問題もありましたが、私はやはり今の低年金問題は非常に大変な状況だと思います。金融庁では、平均して1,300万円から2,000万円と出していますが、経産省の試算ではもっとふえて2,200万円から2,600万円、そしてさらに41歳以下の方々は3,000万円以上を超える不足になるという状況も出されており、やはりこれは減らない年金制度を本当につくっていくシステムが必要だと思いますので、先ほど約7兆円の新たな財源が必要だということの話がありました。それはさまざまな見直しで、特にアベノミクスで潤った大企業に対して、中小企業並みの課税をするなどで十分に確保できる、消費税増税に頼らずに確保できるというふうに私は思っていますので、そういった意味でもこの請願はぜひ採択をしていただきたいなと思っております。

○神崎浩之委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神崎浩之委員長 本請願については、採択と不採択の意見がありますので、採決をいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○神崎浩之委員長 起立少数であります。よって、本請願は不採択と決定いたしました。暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○神崎浩之委員長 それでは、再開いたします。

次に、受理番号第97号岩手県手話言語条例の制定を求める請願を議題といたします。

本請願について、当局の参考説明を求めます。

○山崎参事兼障がい保健福祉課総括課長 受理番号第97号岩手県手話言語条例の制定を求める請願について、お手元にお配りしております資料により御説明申し上げます。

まず、1の手話の位置づけに関する経緯であります。平成18年12月に障害者の権利に関する条約が国連総会で採択され、条約の第2条において言語とは音声言語及び手話、その他の形態の非音声言語をいうと定義されました。これを受けて、我が国においては、平成23年8月に障害者基本法の一部を改正する法律が公布、施行され、第3条第3号にお

いて、全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られることと規定されました。そして、その後の平成 26 年 1 月に、我が国は障害者の権利に関する条約を批准したところであります。

次に、2 ページをごらんください。2 の手話に関する法令に係る近年の動向であります。まず平成 25 年 10 月に鳥取県が全国で初めて手話言語条例を制定しました。翌平成 26 年 10 月には、このたびの請願者であります一般社団法人岩手県聴覚障害者協会が県議会に手話言語法（仮称）制定を求める意見書の提出を求める請願を提出し、同請願は県議会において採択され、国に意見書が提出されております。また、平成 28 年 7 月に鳥取県知事が中心となり手話を広める知事の会が設立され、本県も参画しましたが、現在は全都道府県知事が参画しています。そして、平成 30 年 7 月には、手話を広める知事の会が国に手話言語法の制定に係る要望書を提出しておりますが、現在のところ国において手話言語法制定に向けた動きはないところであります。

3 の都道府県における手話に関する条例の制定状況であります。条例の制定順にお示ししておりますが、現時点で全国 26 道府県で制定されており、そのうち下線を引いております 16 県が議員提案により制定されております。

次に、4 の聴覚障がいに関する本県の状況であります。まず、(1)であります。聴覚障がいにより身体障害者手帳の交付を受けている方は本年 3 月末現在で 4,206 人となっております。資料にはお示ししておりませんが、この約 4,200 人の聴覚障がい者の方々のコミュニケーション手段については、手話を初め、要約筆記や筆談など、幾つかの方法がございます。

次に、3 ページをごらんいただきまして、(2)の手話通訳者等の状況であります。表の 2 段目にお示ししておりますが、本県では岩手県手話通訳者登録試験に合格するなどして登録している手話通訳者が 1 段目にお示ししている手話通訳士を含めて 64 人となっております。なお、3 段目にお示ししておりますが、日常会話程度の手話表現技術を習得している手話奉仕員については市町村が養成することとなっておりますことなどから、県においては登録者数は把握しておりませんので、御了承願います。

最後に、(3)のろうあ者・盲ろう者相談員、手話協力員等の配置状況であります。県では聾啞者の方などが窓口等で諸手続を行う際の支援、日常生活や社会活動に関する相談などに対応するため、広域振興局などに計 14 人のろうあ者・盲ろう者相談員を配置しております。また、同様の目的で表の 2 段目にお示ししております七つの市では計 8 人の手話通訳ができる相談員を配置しているほか、国の機関では 4 カ所の公共職業安定所においてそれぞれ 1 人の手話協力員を配置しているところでございます。

参考説明は以上でございます。

○神崎浩之委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○菅野ひろのり委員 御説明ありがとうございました。1 点確認でございますが、条例を

鳥取県で制定されているということでしたが、具体的にはどういった内容が盛り込まれている条例になっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○山崎参事兼障がい保健福祉課総括課長 他県で既に制定されている条例は、どのようなことを規定しているかということについてでございますけれども、この他県の条例はある意味理念条例と申しますか、一般の県民の方々にこういうことをしましょうとか、こういう取り組みをしましょう、理解をしましょうというような形の条例でございまして、条例の規定においても基本理念ですとか、県がその手話の理解を促進したり手話を普及したりするために、県はどのようなことに取り組むかといった県の責務でありますとか、県民の皆さんや事業者の方々はどのような役割を担うべきかといったこと、県の行う具体的な施策などについて規定している条例が多いと承知しております。

○中平均委員 国のほうに意見書を前回も出しているのですけれども、国のほうで手話言語法制定の動きは今のところないと先ほど説明をいただきましたけれども、この理由とか、どの程度把握しているか。もし把握していれば、どうして制定の動きはないのかという点を教えていただきたいと思います。

あともう一つが全国 26 道府県で条例制定していて、10 道府県が執行部提案、16 県が議員提案ですけれども、岩手県としてこの請願が採択された場合に、条例を執行部側で対応していけるものなのかどうか、16 県のように議会のほうでやる形になるのか、どのように考えているかの 2 点、お願いします。

○山崎参事兼障がい保健福祉課総括課長 国において、手話言語法制定の動きがない理由につきましては、大変恐縮でございますが、私どものほうで国に直接確認するということはしておりません。ただ、関係者の方から情報収集などはしておりますが、やはり具体的な理由というのは承知していないと、わからないということが現状でございます。

それから、この手話言語条例制定について、採択された場合の条例制定ということでもありますけれども、制定する主体を執行部とするか、16 県のように議員提案の条例にするかということにつきましては、現段階で執行部に明確な方針があるものではありませんので、採択されましたならば、また県議会とも相談させていただくような形になろうかと考えております。

○神崎浩之委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神崎浩之委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○神崎浩之委員長 採択との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○神崎浩之委員長 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

以上をもって保健福祉部関係の付託案件の審査を終わります。傍聴者への配慮から、し

ばらくお待ち願います。

この際、何かありませんか。

○千葉絢子委員 私から2点お伺いしたいと思います。

まず、保育士修学資金に関してなのですが、今岩手県が通常20人、それから沿岸の方を対象にいわての学び希望基金からの運用も含めて、トータルで35人で運用していると承知をしておりますが、ほかの東北各県の状況などについてはいかがでしょうか。

○門脇子ども子育て支援課総括課長 修学資金の関係でございますけれども、ただいま委員からお尋ねがありました、東北各県のいわゆるこれは枠という形になろうかと思いますが、承知しておりますところでは青森県が35人、宮城県が70人、秋田県が70人程度、山形県につきましては80人程度、福島県につきましては80人というところでございます。

○千葉絢子委員 青森県と岩手県が35人の枠ということでございました。これは10分の9が国で、10分の1が県の負担としておりますけれども、この規模が宮城県、秋田県に比べれば半分、山形県、福島県に比べれば半分以下となっておりますが、これは何か理由があつてのことなのでしょうか。

○門脇子ども子育て支援課総括課長 本県の本年度につきまして35人の枠についてですが、市町村におきましては子ども・子育て支援事業計画によりまして毎年度保育所の利用定員拡大に向けた計画を策定をしております。現状、保育士の確保につきましては大きな課題と考えておきまして、県におきましては保育士・保育所支援センターの取り組みなど、潜在保育士の関係での人材確保の取り組みをしておりますが、やはり新卒者の確保も非常に大事と考えております。市町村の計画をトータルして県の計画ということになりますが、昨年度から今年度にかけての市町村の計画、利用申し込みの見込み、拡大の見込みが、その人数に対応して、現状保育所に入られているお子様方の年齢構成から比較をいたしまして、おおむね30名程度の保育士が必要になるだろうと見込みを立てております。それに見合う保育士の人数でございます。

○千葉絢子委員 では、他県が70人、80人としているのは、それだけの保育需要があつて、岩手県よりも2倍以上の需要があつて、それに見合った設定をしているとの理解でよろしいのでしょうか。

それから、今後拡充するというような方向性についてのお考えを伺います。

○門脇子ども子育て支援課総括課長 先ほど委員から御指摘ありましたとおり、他県に比べて、本県の枠が少ないのではないかとありますが、確かに秋田県、あるいは山形県に比べますと半分以下の状況ではあります。他県がどのような見込みのもとにこの人数をはじき出しているのか、申しわけございませんが、詳細には把握をしていないところでございます。ただ、本県といたしましては、先ほどお話を申し上げましたとおり、この修学資金の取り組み、あるいは潜在保育士の職場復帰につきましても保育士・保育所支援センター等の取り組みをもって進めていきたいと考えておりますので、さまざまな方法があるかと思っておりますので、総合的な検討をしていきたいと考えております。

○千葉絢子委員 本県の課題としては、やはり進学、就職期における女性の県外流出というものが問題になっておまして、ひとつこういった修学資金を利用して義務履行のような形で県内に戻ってきてくれる、定着してくれる方をふやしていく取り組みも強化していく必要があるだろうと私も考えております。ぜひ、市町村のニーズ調査をしていただいた上で、拡充の方向でお願いをしたいと思っております。保育士の求人倍率は2倍を超えておりますし、今後10月から無償化が始まれば、さらに保育需要は認可、無認可含めて高まってまいりますので、この確保というのは一層必要になってくると思います。県のほうでもぜひアンテナを高くして、拡充も含めた前向きな検討をお願いしたいと思います。

次に、健康増進法の一部改正に伴う県立施設の禁煙についてお伺いいたします。まず、青少年の家など20の該当する指定管理の施設などについては、どうなっているのかお伺いします。

○佐々木健康国保課総括課長 県立の施設の受動喫煙防止対策でありますけれども、基本的には敷地内全面禁煙を基本としつつ、各部局から当面喫煙のための施設が必要との協議があった施設について、どのような対応が適切かの検討を進めてきたところでございます。青少年の家等につきましては、基本的には子供、青少年等が使う施設でありますので、受動喫煙を防止する観点からは喫煙しないということが望ましいというような基本的スタンスに立っております。青少年の家等につきましては、教育委員会の受動喫煙防止対策の指針がございまして、その中で決められるものと考えております。知事部局等、その他の施設につきましては、当課での指針の対象となるところでございます。青少年等の利用する施設につきましては例外的対象としないことで除外した対応をとっている状況でございます。

○千葉絢子委員 例として、青少年の家の状況は、どうですか。

○佐々木健康国保課総括課長 指定管理の施設につきましては、ただいま、青少年の家というお話がありましたが、現在の指定管理期間については、屋外に法に定める第1種施設の例外規定でございまして特定屋外喫煙場所という類型がございまして、そういった対応に適應するような形、法令に定める施設がありますけれども、そういったものを設ける、当面現在の指定管理期間についてのみ認めるような対応をとったところでありまして、そのように対応した施設が、十数施設ございます。

というのは、その趣旨を申し上げますと、例えば一番いろいろな御意見をいただいたのは、喫煙者が一定程度利用される施設、例えば県民ゴルフ場等がそれに該当すると承知しておりますが、現在の指定管理の契約上は入場者の利用料をもって施設の管理を行うように利用料金制度をとっている施設が結構多くあります。これで喫煙の制限をした場合に、利用者の減少につながるという声が多くありまして、そういったところに配慮して、現在の指定管理期間中におきましては利用者に配慮した対応を当面の間認めたと、次の指定管理の募集に当たりましては敷地内全面禁煙を前提とした募集をすることとし、現在の指定管理期間では3年ないし5年で期限が切れるわけでありまして、3年ないし5年後に

は遅くとも県立施設の指定管理に関する受動喫煙防止対策として敷地内禁煙という形になると見込んで例外規定を置いたということでございます。

○千葉絢子委員 この問題については、議会運営委員会でも触れさせていただいたこともありますが、5月21日付の保健福祉部長通知では県議会棟については、例外とするというような内容でございました。やはり県庁舎については禁煙、でも議会棟については例外というような措置について、どうかというような声も実際県民からいただいておりますが、改めて議会棟を例外とすることについての所感をお伺いしたいと思います。

○佐々木健康国保課総括課長 これにつきましては、基本的には第2種施設ということで県議会棟につきましては区分されている状況があることが一つ、それから県議会の施設の管理につきましては議会の判断に委ねられるべきものということで、これまでの県立施設の受動喫煙防止対策指針については除外として、議会で決めていただいていた状況がございます。

ただ、知事が記者会見でお話したことですけれども、法律が新しく受動喫煙防止対策について定めたということでもありますので、できるだけその方向でやっていただくことが本旨かなと思っています。

○千葉絢子委員 私は、受動喫煙さえなければ、喫煙者の権利というものも守られるべきではないかと思っています。今回7月1日から敷地内全面禁煙となってしまうと、県庁4,000人の方がお勤めになっていて、喫煙される方もいらっしゃいますし、我々議員の中にもおります。そういった場合その人たちを単に閉め出すだけではやはり不十分なのではないかと思っております。ストレスなどによる、また別なメンタルヘルスの面からふぐあいなどが出てくるようなことも考えられると思っています。十分検討されての今回の措置だとは思いますが、敷地内全面禁煙で、県庁内で吸えないから近くの公園やコンビニ、その他飲食店などから、いろんな声が上がってくるだろうと思っているのです。ほかの屋外や、県営の施設ではない場所で吸った場合の受動喫煙対策なども、出てくるのかなと思ひまして、そのあたりはどのように検討されているのかお伺いします。

○佐々木健康国保課総括課長 御質問にありましたような懸念は、当然検討の段階からありまして、検討の後にもさまざまな御意見をいただいていたところでございます。これに関しましては、基本的には内部の検討、特に職員の安全衛生委員会でもさまざまな検討がなされてきたところでございまして、そういったところでは敷地内全面禁煙に至った経緯というのをしっかり説明をさせていただきまして、御理解をいただいたと考えております。

あとは、ストレスに関する話がございました。そこが一番大きなポイントであったわけですが、基本的なスタンスを申し上げますと、健康を所管する部でございますので、それができれば喫煙環境の変化を契機といたしまして、禁煙の方向で取り組みを促進できれば、我々とすれば県民の健康を守るという意味で非常によいことだろうと思っています。その取り組みをもちろん強化するということが一つありますし、ストレスがたまるというお話がありましたが、ストレスが喫煙の原因となっているのであれば、適切なサポートをする



ということももちろん大事だと考えております。このことにつきましては、職員の安全衛生委員会でも議論になったところがございます。職員の健康管理を所管する総務部で、産業医や、県庁の中の健康サポートルームの職員等とも連携しながら知識の普及や、禁煙相談、禁煙補助剤の配付、禁煙治療を行う医療機関の紹介等の支援などの取り組みをしっかりとやっていきたいと思います。確認をしているところがございます。

また、県庁の敷地外に喫煙者が出るのではないかとのお話ですが、これから改正健康増進法の来年4月1日からの施行に向けて、飲食店等においても取り組みが進むと考えております。職員に対しては、制度の趣旨の理解の徹底をしていく必要があると思っております。先日、総務部から、敷地内の全面禁煙を行う前に、職員に対するサービスの徹底の通知がなされ、敷地内で喫煙するために職場を離れることや、ほかの方々に迷惑をかけることは厳に慎みなさいという通知が出たところがございます。このようなことを含めて徹底をしていく必要があると思っております。

○千葉絢子委員 御承知のとおり、議会運営委員会でもなかなか話がまとまらず、改選後にもう一度ということになりました。私自身は、どちらかという嫌煙のほうに入るのですけれども、夫は吸いますし、家族内でも分かれています。なので、閉め出すだけではいけないですし、ただ余り寛容過ぎると、どちらの利益にもならないところがあって、議会でも決められない部分もあります。いろんな意見をお聞きしながら今後進めてほしいと思いますし、議会も改選後にしっかりと話し合っていかなければいけないと、今の答弁を聞いて思いを新たにしたところです。

○千田美津子委員 改めて、医師不足問題、医師確保の取り組みの現状と、それから奨学金貸与者のうち、奨学金を返してしまって、義務履行をしなかった方々がどのくらいいらっしゃるのかの、2点お聞きします。

○福士医務課長 医師確保の取り組みの現状についてであります。県では、平成17年、本県の医師不足が表に出始めたころから医師確保対策アクションプランを策定し、例えば、岩手医科大学医学部の定員増に合わせた修学資金の充実等を図るなど、医師確保対策に取り組んできたところがございます。これまでの間、わずかずつではありますが、医師の数も増加してきたところであります。養成医師が今後どんどん医師となって現場に出てまいりますので、今後は医師の充足が図られていくこととなると期待しております。そのような取り組みを進めてまいりたいと考えておまして、先般、国の医師偏在指標で2月暫定版の数値であります。本県が全国の中では最も偏在の度合いが大きい県として示されたところでして、そういったことも踏まえ、今年度医療法の改正に基づいて医師確保計画を策定することとしております。その中で、偏在指標も踏まえながら今後県が確保していくべき必要な医師の目標数なども定めながら具体的な取り組みを今後さらに強化していくところがございます。

修学資金の貸与の関係でございますけれども、これまでに県では、500名を超える方々に貸し付けを行ってきており、その中でも極めて残念ではありますが、43名の方に返還を

いただいたところでございます。返還の状況については、そのうちおよそ半分の22名については既に在学中に返還の申し出がありました。返還の理由については、いろいろ我々も聞いておりますけれども、特に私立の医学部に進学している方も多い状況でございますので、その中で例えば学費のめどがつき、修学資金に頼らなくてもよくなった方もおりました、一番多いのが在学中の返還ということになっております。残りの方については、卒業時あるいは研修を開始してからの返還ですが、特に医師になって研修を開始してからという者が43名のうちの18名となっております。我々も、病院長を経験した医師支援調整監などがキャリア形成の支援に当たっているところでありますが、いろいろと相談にも応じているところであります。しかし、本人が目指すキャリアや診療科の部分、家庭の事情など、さまざまな状況の中で、我々としても当然岩手の医師として養成に努めてきたところでもありますし、岩手の医療人として、今後も岩手に定着して活躍してほしいとの願いで貸し付けを行ったところでありますが、いろいろな事情も勘案して返還に応じざるを得なかった状況でございます。

○千田美津子委員 医学部定数増に伴って、少しずつふえてきていることは認めますし、県当局がいろんな形で本当に頑張っておられる、貸与者への丁寧なきめ細かな懇談を経て、重ねてきているということでも本当に大事な取り組みだと思っております。

ただ、プランどおりになかなか進まないということもあります。私も最初のプランを見たときに、もう10年後には余るくらい医師がふえるのかなと思っていたのですが、いろんな改正があって、そうはならない部分がありました。例えば私の地元の胆沢病院では、小児科の医師を1名確保していただいたということで非常にうれしかったのですが、この場合は全国の小児科医の方々の応援が大きかったと思います。全体的には小児科、産婦人科の医師の確保が困難になっているという点では、先ほど医師偏在の国の指標のお話がありましたが、それに伴って医師確保計画を立てられるということですが、県だけの取り組みでは限界があると思います。国が偏在をなくすというからには、国に率先してやってもらうことが必要で、県に任せるよというのでは偏在対策にならないのであって、その辺のアクションを岩手から起こすなど、一番最下位に位置づけられた本県ですので、要望活動以上のものが私は必要であると思っております。また、全国的には医師が足りているということ、偏在をなくせば医師が足りるということで、医学部定員を減らしていく方向にむしろなっている現状があり、その件についての対応も岩手県では必要だと、危惧しています。このことについて、部長にお聞きしたいと思います。

○野原保健福祉部長 委員から御指摘ありましたとおり医師の偏在は、本県の問題ですが、全国的な遍在がございます。今回出されました医師偏在指標でも東京都と岩手県では倍の差がございます。保険があつて医療なしというわけにはいきません。我々としては、県民に質の高い医療を提供していくためには、医師の確保が最も重要な課題でございます。県ではもちろん頑張りますが、委員から御指摘ありましたとおり、都道府県間の格差、これは都道府県だけの努力ではなかなか難しいものがございます。国からは、医師少数区域で一

定期勤務することを厚生労働大臣が認定をし、その認定に当たってはある程度都道府県をまたいだ広域的な調整というのも今後そういった枠組みを検討するというようなことは示されておりますが、一方でこれはかなり本腰を入れていただかないと、根本的な解消には至らないのではないかと考えています。また、先ほど言った認定するといった部分のインセンティブも地域医療支援病院の管理者になれる、これは岩手県で六つしかございません。実効性について見ると、なかなか難しい部分があると理解をしております。

ただ、国のほうとしては、まずは管理者要件ということで第一歩を踏み出したのだと。これからこういった部分で検討を進めていくという説明でございますので、真に実効性のある取り組み、特に都道府県間の格差をいかにして是正していくのかということに関しましては、最も医師不足でさまざまな努力をし、課題を抱えている我が岩手県からも現場の声、具体的な施策の実行について国に対してはさまざまな機会を捉えて意見交換をし、提言をしてみたいと思います。

また、国への提言に関しましても単なる政府予算要望でという枠にとどまらず、今回の医師不足という少数県になったのは岩手県や新潟県で、北東北、東日本地域の県。あとは関東の東京周辺の埼玉とか茨城とかというところがございます。そういったところは、やはり我々と同じような共通した課題を持ってありますし、特に首都圏は今後も我々の県以上に高齢者の人口がさらにふえてくる、医療、介護需要がふえていくようなところもございますので、これは岩手県だけの問題でなく、全国的な課題だと理解をしております。そうした点で共通する都道府県などとも連携した取り組みを進めて検討してみたいと考えております。

いずれこの問題については、我々もきちっと最大限の努力をして取り組みをしなくてはなりませんし、国の制度もやはり必要でございますので、この両面、全力をもって取り組んでみたいと思います。

○**福士医務課長** 先ほど医学部の定員の話もいただいたところでございまして、いずれ県のほうでは今地元出身者が入れる15人の地域枠と、あとはそれ以外にも県外の方も入学できる13名を足して、28名分が岩手医科大学の地域枠等という扱いをしている定員でございます。いずれこの定員については、本県の医師の絶対数をふやしていく上では欠かすことのできないものであります。これが順調に進むことが委員御指摘のとおり、プランどおり今後の岩手県の医師の充足が図られていくべきものだとも我々も考えておりますので、これにつきましては修学資金の制度の充実とあわせまして、今後とも取り組んでいく必要があると考えております。

現在の全国的な定員増を取り巻く状況についてであります。今年度までが、一応国が言っている暫定期間の終わりの期間とされているのですが、当面我々岩手県のような医師不足県については、今後2年間について現状の定員を下回らない範囲で認める方向を、国は考え方を示しておりますので、我々としてはその考え方に沿って行っていく考えであります。先ほど医師確保計画の策定についても答弁申し上げましたが、今後医師確保計画を

策定、また、今後に向けて国でも国の検討会で取りまとめになった第4次中間取りまとめを3月に公表しているのですが、その中でもいずれ2年先のことについては、全国的な医師偏在の状況、医師の需給を見て判断することとしておりますけれども、我々とすれば2年間の定員増の延長のみでは到底医師確保が図られるとは考えておりませんので、その後についてもいずれ引き続き岩手県の医師の充足を図るために定員増の取り組みについては実現が図られるように国に対しても強く要望してまいりたいと考えております。

○神崎浩之委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神崎浩之委員長 なければ、これをもって本日の審査を終わります。

当環境福祉委員会は、本日が本任期最後の委員会となりますので、この際一言御挨拶を申し上げます。

当委員会は、去る平成29年10月に委員9名で発足し、各委員には2年間にわたり当委員会の所管事項につきまして終始熱心に御議論をいただき、まことにありがとうございました。当委員会といたしましては、これから議案の審査、所管事務の調査等を通じまして、東日本大震災津波からの復興、さらには県勢の発展にいささかなりとも貢献することができたものと考えているところであります。

私自身は、本年4月に農林水産委員会から当委員会に移るとともに、委員長職につかせていただき、短い期間ではございましたが、委員会の運営に当たりましては千葉副委員長を初め、委員各位及び執行部各位の御協力、御支援によりまして委員長の職責を無事果たすことができましたことに対し、深く感謝を申し上げます。

終わりに、来たるべき選挙に立候補されます各位には、見事当選の栄を得られ、再び県議会議員としてさらなる県勢発展のために御活躍されますことを御祈念申し上げ、挨拶いたします。まことにありがとうございました。(拍手)

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。